

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく開示事項)

2025年12月19日

株式会社ノーリツ

2025年12月19日

株式交付に係る事後開示事項

神戸市中央区江戸町93
株式会社ノーリツ
代表取締役社長 竹中 昌之

当社は、2025年11月19日付で作成した株式交付計画書に基づき、2025年12月19日を効力発生日として、当社を株式交付親会社とし、株式会社荻原製作所（以下「荻原製作所」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2025年12月19日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

（1）会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2025年11月20日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社である荻原製作所の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

②債権者の異議（会社法第816条の8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して当社が譲り受けた荻原製作所の株式の数は、30,325株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第213条の9第4号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第213条の9第6号）

(1) 当社は、会社法第816条の4第1項の規定により、本株式交付について会社法第816条の3第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行いました。なお、会社法第816条の4第2項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はありませんでした。

(2) 当社は、本株式交付により、株式交付子会社である荻原製作所の株式の譲渡人に対し、その譲渡する荻原製作所の普通株式1株につき12.05株の割合をもって当社の普通株式を割当付いたしました。なお、当社が割当交付した当社の普通株式の合計は365,416株です。

(3) 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ①資本金の額 金0円
- ②資本準備金の額 会社計算規則第39条の2に従い当社が別途定める額
- ③利益準備金の額 金0円

以上